

徳島県国民保護計画新旧対照表（平成26年変更分）

修正箇所	新	旧
<p>第1編第2章 7</p>	<p>7 高齢者、<u>障がい者</u>等への配慮及び国際人道法の的確な実施          県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者の保護について留意する。          また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>	<p>7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施          県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。          また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>
<p>第1編第2章 10 追加</p>	<p>10 <u>県地域防災計画等の活用</u>          県は、国民保護措置が徳島県地域防災計画〈大規模事故等災害対策編〉や徳島県石油コンビナート等防災計画における災害への対応と共通した事項が多いことから、<u>県地域防災計画等に基づく取り組みを活用する。</u></p>	

第1編第5章  
3 「核兵器等」  
の表

3NBC攻撃の場合

【NBC攻撃の場合の対応】

核兵器等

(特徴)

・熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらし、残留放射線により被害範囲が拡大する。

※残留放射線…爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性投下物）と初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。

・放射性投下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性投下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障がいが発生する。

・ダーティーボムは核兵器に比して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

(対応)

・熱線による熱傷や放射線障がい等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

・避難に当たっては風下を避け、手袋、帽子、

3NBC攻撃の場合

【NBC攻撃の場合の対応】

核兵器等

(特徴)

・熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらし、残留放射線により被害範囲が拡大する。

※残留放射線…爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性投下物）と初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。

・放射性投下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性投下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生する。

・ダーティーボムは核兵器に比して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

(対応)

・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

・避難に当たっては風下を避け、手袋、帽子、

	<p>雨ガッパ等によって放射性投下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。</li> <li>・安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める。</li> <li>・汚染地域への立入制限を確実に行う。</li> <li>・核兵器と同様の対応が必要となる。</li> <li>・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</li> </ul>	<p>雨ガッパ等によって放射性投下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。</li> <li>・安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める。</li> <li>・汚染地域への立入制限を確実に行う。</li> <li>・核兵器と同様の対応が必要となる。</li> </ul>
<p>第2編第1章 第1章 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span> 職員への連絡手段の確保  <u>県・県警察の幹部職員及び国民保護担当職員への連絡は、原則として、勤務時間内外を問わず、「すだちくんメール」により各職員の携帯電話に送信する。そのため、各職員は、</u>  <u>常時、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</u></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span> 職員への連絡手段の確保      県・県警察の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</p>

<p>第2編第1章 第2 1 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> 関係機関の計画との整合性の確保      県は、国、他の都道府県、<u>関西広域連合</u>、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> 関係機関の計画との整合性の確保      県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。</p>
<p>第2編第1章 第2 1 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">3</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">3</span> 関係機関相互の意思疎通      県は、<u>危機管理総合調整会議の開催をはじめとして、「避難」、「救援」等の個別のテーマに係る</u><del>関して</del>、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">3</span> 関係機関相互の意思疎通      県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。</p>
<p>第2編第1章 第2 2 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> 指定行政機関等との連携      県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。  <u>また、生物剤を用いた武力攻撃事態等において、厚生労働省は、感染症法・検疫法・予防接種法に規定されている感染症以外の指定等を行うことができることとされている。その際には、入院の勧告又は措置、患者の移送、</u></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> 指定行政機関等との連携      県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。      また、県警察は、緊急かつ広域的な救助活動を行うための連絡調整のための主たる窓口である警察庁との緊密な連絡を取る。</p>

	<p><u>建物への立ち入り禁止、交通の制限又は遮断などの措置が必要となる。このため、県は、上記の事態において円滑に処理が実施されるよう、厚生労働省との連携を図る。</u></p> <p>また、県警察は、緊急かつ広域的な救助活動を行うための連絡調整のための主たる窓口である警察庁との緊密な連絡を取る。</p>	
第2編第1章 第2 3	3 他の都道府県等との連携	3 他の都道府県との連携
第2編第1章 第2 3 1	<p>1 広域応援体制の整備</p> <p>県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。</p> <p>特に、<u>四国4県、近畿2府7県及び関西広域連合、隔遠地協定を締結している鳥取県の間においては、定期的な連絡会議の開催等を通じて、広域応援体制の構築に向けて検討を進める。</u></p>	<p>1 広域応援体制の整備</p> <p>県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。</p> <p>特に、四国4県及び近畿2府7県の間においては、定期的な連絡会議の開催等を通じて、広域応援体制の構築に向けて検討を進める。</p>
第2編第1章 第2 3 2	<p>2 相互応援協定の締結等</p> <p>県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、<del>防災のために</del>締結され</p>	<p>2 相互応援協定の締結等</p> <p>県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結され</p>

	<p>ている次の相互応援協定等の内容に関し、必要な場合には、見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定</u></li> <li>・ <u>中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定</u></li> <li>・ <u>近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定</u></li> <li>・ <u>鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定</u></li> <li>・ <u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書</u></li> </ul> <p>この場合において、<del>防災のために</del>締結されている相互応援協定等の内容に関し、<del>必要な</del>見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。</p>	<p>ている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。</p> <p>この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。</p>
<p>第2編第1章 第2 3 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span> 近接する都道府県等の間での情報共有 県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、<u>四国4県、近畿2府7県及び関西広域連合、隔遠地協定を締結している鳥取県との間で緊密な情報の</u></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span> 近接する都道府県の間での情報共有 県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、四国4県及び近畿2府7県との間で緊密な情報の共有を図る。</p>

	<p>共有を図る。</p> <p>特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、保健製薬環境センター等の機関は、近接する府県との間で緊密な情報の共有を図る。</p>	<p>特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、保健環境センター等の機関は、近接する府県との間で緊密な情報の共有を図る</p>
<p>第2編第1章 第3 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span></p> <p>【施設・整備面での留意点】に ③を追加</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> 非常通信体制の確保に当たっての留意事項</p> <p>県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p> <p>【施設・整備面での留意点】</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>情報システムネットワークを庁内クラウドに集約し、本庁舎とデータセンターに二重化することにより、災害対策の強化を図る。</u></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> 非常通信体制の確保に当たっての留意事項</p> <p>県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p> <p>【施設・整備面での留意点】</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p>

④ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

⑤ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。

⑥ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

**【運用面での留意点】**

① (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行う。

④ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。

⑤ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

**【運用面での留意点】**

① (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

	い、体制の整備を図る。	
第2編第1章 第3に5を追加	<p>5 情報通信機器等の活用</p> <p>① 災害時情報共有システム  <u>県、市町村、指定地方公共機関等との情報の共有を図るため、全国屈指のICT環境を活用し、県において開発している災害情報共有基盤「災害時情報共有システム」を活用する。</u></p> <p>② 全国瞬時警報システム (J-ALERT)  <u>県民に対して迅速に警報を通知するため、消防庁が整備した全国瞬時警報システムを活用する。</u></p> <p>③ 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)  <u>内閣官房が整備した緊急情報の双方向通信システムである緊急情報ネットワークシステムを活用し、国からの国民保護関連情報を収集する。</u></p>	
第2編第1章 第4 1 2	<p>2 体制の整備に当たっての留意事項  <u>県は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。</u>  <u>また、住民の安心・安全に関わる情報を迅</u></p>	<p>2 体制の整備に当たっての留意事項  <u>県は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。</u></p>

	<p>速かつ効率的に伝達するため、公共情報コメンズの利用に努める。</p>	
<p>第2編第1章 第4 2 <b>3</b></p>	<p><b>3</b> 市町村に対する支援      県は、市町村が高齢者、障がい者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。</p>	<p><b>3</b> 市町村に対する支援      県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。</p>
<p>第2編第1章 第4 3</p>	<p><b>3 市町村における警報の伝達に必要な準備</b>      市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。      また、市町村は、警報を通知すべき機関をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。</p>	<p><b>3 市町村における警報の伝達に必要な準備</b>      市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。      また、市町村は、警報を通知すべき機関をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。</p>

<p>第2編第1章 第4 4 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> 安否情報の種類及び報告様式      県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報を下記により収集・整理する。県が消防庁に安否情報を報告する様式は、<u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書</u>である。  <u>なお、安否情報の収集、整理及び提供に際し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用し、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努めるものとする。</u></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> 安否情報の種類及び報告様式      県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報を下記により収集・整理する。県が消防庁に安否情報を報告する様式は、<u>安否情報省令第1条に規定する様式第1号の安否情報報告書</u>である。</p>
<p>第2編第1章 第4 4 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> 安否情報収集のための体制整備      県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定める。      また、県は市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。  <u>なお、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱については十分留意すべ</u></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> 安否情報収集のための体制整備      県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定める。      また、県は市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。</p>

<p>第2編第1章 第5 挿入</p>	<p>きであり、平素より職員に周知・徹底する。</p> <p><b>第5 災害医療体制の整備</b></p> <p>武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、特に、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な受入体制及び治療等も要求される。このため、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が行えるよう、災害医療体制の整備に関する事項を、次のとおり定める。</p> <p><b>1 初期医療体制の整備</b></p> <p>県は、市町村との連携のもと、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等と協議して、救護所の設置及び救護班の派遣を行うための体制整備に努める。</p> <p><b>2 後方医療体制の整備</b></p> <p>県は、救護所や救護班では対応できない重傷者及び中等症者を収容・治療するため、地域防災計画に規定する災害拠点病院への重篤患者の受入など、後方医療体制を整備する。</p> <p><b>3 広域的医療体制の整備</b></p> <p>県は、武力攻撃災害の広域性を考慮し、救護班の派遣、患者の受入、医薬品等の供給、連絡体制等、県内の医療救護体制を整備する。また、国、他の都道府県、関西広域連合等と</p>	
-------------------------	---	--

	<p>協力のうへ、広域的な医療救護体制を整備する。</p> <p><b>4</b> 傷病者搬送体制の整備      県は、医療機関及び消防機関と連携し、救急車、ドクターカー、ドクターヘリ、消防防災ヘリ等を活用した傷病者の搬送体制を整備する。</p> <p><b>5</b> NBC攻撃に備えた体制整備      NBC攻撃に際しては、汚染・被爆の程度に応じた医療の実施や、感染症指定医療機関等への移送等の留意事項が発生することから、こうした事態に備えた体制整備に努める。</p> <p><b>6</b> 戦略的災害医療体制の整備・強化      上記の急性期における災害医療の取組みに加え、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や長期避難生活などに起因する慢性期への対応も見据え、平時と災害時、災害時と平時とをシームレスに移行できる災害医療提供体制を、医療関係者や防災関係者はもとより、地域の幅広い関係者との連携により構築する。</p>	
<p>第2編第1章          第6 2 <b>3</b></p>	<p><b>3</b> 訓練に当たっての留意事項          ① (略)          ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、</p>	<p><b>3</b> 訓練に当たっての留意事項          ① (略)          ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、</p>

	<p>特に高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>
<p>第2編第2章 5 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> ⑦⑧追加</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> 避難施設の指定に当たっての留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 飲料水、電源等被災者の安全を確保するために必要な施設、設備が整備可能である施設を指定するよう配慮する。</u></p> <p><u>⑧ 高齢者や障がい者等要配慮者(災害時要援護者)に配慮した施設を指定するよう努める。</u></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> 避難施設の指定に当たっての留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>
<p>第2編第2章 6 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパ</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパ</p>

	<p>ターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について配慮する。</p>	<p>ターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮する。</p>
<p>第2編第3章 挿入</p>	<p><b>第3章 要配慮者（災害時要援護者）支援に関する平素からの備え</b></p> <p>県は、市町村と連携し、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者（災害時要援護者）に対し、武力攻撃災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者（災害時要援護者）の状態に配慮した体制整備に必要な事項を、次のとおり定める。</p> <p><b>1 社会福祉施設等入居者の対策</b></p> <p><b>1 自衛防災組織等の整備</b></p> <p>県、市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、武力攻撃災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ自衛防災組織等を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するよう依頼する。</p> <p><b>2 教育・訓練の実施</b></p> <p>県、市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、国民保護措置時に施設の職員等が適切な行動がとれるよう啓発活動を行い、定期的に訓練を実施するよう依頼する。</p>	

### 3 施設の安全確保等

県、市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行い、施設自体の安全性を高めるよう依頼する。

また、防災資機材に準じた資材や食料、生活必需品等の備蓄に努めるよう依頼する。

## 2 在宅の要配慮者（災害時要援護者）の対

### 策

#### 1 状況把握及び連絡体制の整備

市町村は、平常時より自主防災組織や民生・児童委員等と連携して要配慮者（災害時要援護者）の状況を把握し、その名簿を整備するなど、実態把握に努めるとともに、個々の要配慮者（災害時要援護者）にとり適切な伝達手段を検討し、民生・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

県は、必要な支援を行い、武力攻撃災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。

#### 2 啓発・訓練の実施

県、市町村は、要配慮者（災害時要援護者）

及びその関係者に対して、国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練の実施に当たっては、要配慮者（災害時要援護者）の特性に配慮し、地域において要配慮者（災害時要援護者）を支援する体制の整備に努めるものとする。

### **3 外国人対策**

#### **1 外国人の状況把握等**

市町村は、外国人に対して武力攻撃災害時に円滑な支援ができるよう、避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努めるものとする。

県は、これらの整備にあたり必要な支援を行うよう努める。

#### **2 外国人への国民保護に関する啓発**

県は、市町村と連携して、外国人に対する国民保護措置の知識の普及、啓発に努める。

#### **3 ボランティアの確保**

県は、武力攻撃災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

<p>第2編第6章 1 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> 啓発の方法        県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等に対しては、実態に応じた方法により啓発を行う。</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> 啓発の方法        県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、<u>障害者</u>、外国人等に対しては、実態に応じた方法により啓発を行う。</p>
<p>第3編第2章 1 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> (3)</p>	<p>(3) 県対策本部員及び県対策本部職員の参集        県危機管理部は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、<u>「すだちくんメール」職員参集システム</u>等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。</p>	<p>(3) 県対策本部員及び県対策本部職員の参集        県危機管理部は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、<u>職員参集システム</u>等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。</p>
<p>第3編第2章 1 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> (4)</p>	<p>(4) 県対策本部の開設        県危機管理部は、県庁3階・4階の「<u>防災・危機管理センター</u>」内に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール、<u>災害時情報共有システム</u>等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。        知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。</p>	<p>(4) 県対策本部の開設        県危機管理部は、県庁内に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。        知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。        また、県危機管理部は、直ちに指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を</p>

	<p>また、県危機管理部は、直ちに指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。</p>	<p>通知する。</p>
<p>第3編第2章 1 <b>1</b> (6)</p>	<p>(6) 本部の代替機能の確保</p> <p>県は、県対策本部が被災した場合等、県対策本部を県庁内に設置できない場合には、「<u>徳島県業務継続計画〈南海トラフ巨大地震編〉(県庁版BCP)</u>」に準じ、次に掲げる順位で県庁舎の代替施設に<del>徳島県防災センター</del>に対策本部を設置する。</p> <p><u>〔第1位〕 防災センター</u></p> <p><u>〔第2位〕 西部総合県民局美馬庁舎</u></p> <p>また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	<p>(6) 本部の代替機能の確保</p> <p>県は、県対策本部が被災した場合等、県対策本部を県庁内に設置できない場合には、徳島県防災センターに対策本部を設置する。</p> <p>また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。</p>
<p>第3編第2章 1 <b>3</b></p>	<p><b>3</b> 県対策本部の組織構成及び機能</p> <p>県対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。<del>別途定める。</del></p> <p>① 対策本部は、知事を本部長とし、副本部長及び本部員を置く。</p> <p>② 対策本部における班編制については、<u>徳島県災害対策本部の例に従って行うことを原則とするが、具体的な危機事象の状況に応じ</u></p>	<p><b>3</b> 県対策本部の組織構成及び機能</p> <p>県対策本部の組織構成及び各組織の機能は別途定める。</p>

	<p>て、柔軟な組織編成を行うものとする。</p> <p>③ 県対策本部には、対策本部長の意思決定を補佐するため、情報の収集・整理・集約、市町村や各関係機関との連絡調整等を行うため、政策監を統括司令とする統括司令室を設置する。</p> <p>(対策本部の組織図を添付)</p>	
<p>第3編第2章 1 6 挿入</p>	<p>6 現地調整所の設置</p> <p>知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>	
<p>第3編第3章</p>	<p>第3章 関係機関との連携</p> <p>県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、関西広域連合、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。</p>	<p>第3章 関係機関との連携</p> <p>県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。</p>

<p>第3編第3章 1 <b>3</b> 追加</p>	<p><b>3</b> <u>武力攻撃事態等合同対策協議会への参加</u>  <u>県は、国現地対策本部と県現地対策本部等</u>  <u>による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催</u>  <u>される場合には、当該協議会へ参加し、国民</u>  <u>保護措置に関する情報の交換や相互協力に努</u>  <u>めるものとする。</u></p>	
<p>第3編第4章 4 <b>1</b></p>	<p><b>4 他の都道府県等に対する応援の要求、事務の委託</b></p> <p><b>1</b> 都道府県等間の応援</p> <p>① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県等に対して応援を求める。</p> <p>② 県が他の都道府県等に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。</p> <p>ただし、県公安委員会が、警察法（昭和26年法律第233号）第60条の規定に基づ</p>	<p><b>4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託</b></p> <p><b>1</b> 都道府県間の応援</p> <p>① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。</p> <p>② 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。</p> <p>ただし、県公安委員会が、警察法（昭和26年法律第233号）第60条の規定に基づ</p>

	<p>き警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。</p> <p>③ 応援を求める都道府県等との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。</p>	<p>き警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。</p> <p>③ 応援を求める都道府県等との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。</p>
<p>第3編第3章 9</p>	<p><b>9 住民への協力要請</b></p> <p>県は、国民保護法の規定により必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。</p> <p>この場合において、当該協力が住民の自発的な意志により行われるものであることに留意するとともに、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>なお、県は、これらの要請を受けて協力を行った者が、死亡したり、負傷、疾病、<u>障がい</u>の状態となった場合には、基本的人権の尊重及び国民保護法上その損害を補償しなければならない（国民保護法第160条）こととされていることを踏まえ、問い合わせの対応等、権利利益の救済のため迅速な対応を行うこととする。</p>	<p><b>9 住民への協力要請</b></p> <p>県は、国民保護法の規定により必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。</p> <p>この場合において、当該協力が住民の自発的な意志により行われるものであることに留意するとともに、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>なお、県は、これらの要請を受けて協力を行った者が、死亡したり、負傷、疾病、障害の状態となった場合には、基本的人権の尊重及び国民保護法上その損害を補償しなければならない（国民保護法第160条）こととされていることを踏まえ、問い合わせの対応等、権利利益の救済のため迅速な対応を行うこととする。</p>

<p>第3編第4章 第1 1 <b>1</b></p>	<p><b>1 警報の通知</b></p> <p>① 知事は、国の対策本部長が<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>、<u>緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）</u>及び従来の防災無線等により発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、<del>県の関係出先機関</del>、その他の関係機関に通知する。</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p>	<p><b>1 警報の通知</b></p> <p>① 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p>
<p>第3編第4章 第1 2</p>	<p><b>2 市町村長の警報伝達の基準</b></p> <p>① 市町村長は、知事から警報の通知を、<u>国より全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>、<u>緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）</u>等により<u>緊急情報</u>を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。</p> <p>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法</p>	<p><b>2 市町村長の警報伝達の基準</b></p> <p>① 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。</p> <p>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も、検討するものとする。</p> <p>② 市町村長は、その職員並びに消防長及び</p>

	<p>も、検討するものとする。</p> <p>② 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。</p> <p>③ (略)</p>	<p>消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。</p> <p>③ (略)</p>
<p>第3編第4章 第2 1 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span></p>	<p style="text-align: center;"><b>1 避難措置の指示</b></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 避難措置の指示を受けた場合等の連絡</p> <p>① 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長、<u>県の執行機関、指定地方公共機関、<del>県の関係出先機関、</del></u>その他の関係機関に通知する。</p> <p>② (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>1 避難措置の指示</b></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 避難措置の指示を受けた場合等の連絡</p> <p>① 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長、<u>県の執行機関、指定地方公共機関、</u>関係出先機関、その他の関係機関に通知する。</p> <p>② (略)</p>

<p>第3編第4章 第2 2 1 ④ 追加</p>	<p>1 住民に対する避難の指示 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ 知事は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。</p>	<p>1 住民に対する避難の指示 ① (略) ② (略) ③ (略)</p>
<p>第3編第4章 第2 2 3</p>	<p>3 県の区域を越える住民の避難の場合の調整 ① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。 ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域 ・ 避難の方法（輸送手段、避難経路）等 なお、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。</p>	<p>3 県の区域を越える住民の避難の場合の調整 ① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。 ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域 ・ 避難の方法（輸送手段、避難経路）等 なお、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。</p>

	<p>また、「避難先地域」を管轄する都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全の確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、「避難先地域」を管轄する都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うこととする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p>
<p>第3編第4章 第2 3 2</p>	<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>避難の指示の内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>・ □□地区の住民については、市町村長による誘導に従い、◆◆地区へ避難すること。</p> <p>健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。</p>	<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>避難の指示の内容(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> </ul> <p>・ □□地区の住民については、市町村長による誘導に従い、◆◆地区へ避難すること。</p> <p>健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。</p>

2 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

例) 集合場所：△市△地区2-1の△市立△△小学校グラウンドに集合する。

集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者（災害時要援護者）については自動車等の使用を可とする。

- (4) (略)

集合に当たっての留意事項

(5) 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者（災害時要援護者）への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

例) 集合に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者（災害時要援護者）の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を

2 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

例) 集合場所：△市△地区2-1の△市立△△小学校グラウンドに集合する。

集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。

- (4) (略)

集合に当たっての留意事項

(5) 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

例) 集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

	<p>確認する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>高齢者、<u>障がい者</u>、乳幼児等、自ら避難することが困難な<u>避難行動要支援者</u>の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</p> <p>例) 誘導に際しては、高齢者、<u>障がい者</u>、乳幼児等、自ら避難することが困難な<u>避難行動要支援者</u>を優先的に避難させるものとする。</p> <p>また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>	<p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</p> <p>例) 誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>
<p>第3編第4章 第2 5 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">3</span></p>	<p>避難実施要領のイメージ</p> <p>避難実施要領については、市町村において定められるものであり、本来は市町村国民保護計画に記載されるべき内容であるが、参考までに、そのイメージ例を次のとおり掲げる。</p>	<p>避難実施要領のイメージ</p> <p>避難実施要領については、市町村において定められるものであり、本来は市町村国民保護計画に記載されるべき内容であるが、参考までに、そのイメージ例を次のとおり掲げる。</p>

	<p>避難実施要領のイメージ（例）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 避難住民の誘導の実施方法</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者に対する避難誘導</p> <p>誘導に当たっては、傷病者、<u>障がい者</u>、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施に協力してもらえるよう呼びかける。</p> <p>3 （略）</p>	<p>避難実施要領のイメージ（例）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 避難住民の誘導の実施方法</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者に対する避難誘導</p> <p>誘導に当たっては、傷病者、<u>障害者</u>、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施に協力してもらえるよう呼びかける。</p> <p>3 （略）</p>
<p>第3編第4章 第2 7 追加</p>	<p><u>7 避難住民復帰のための措置</u></p> <p><u>1 避難の指示の解除</u></p> <p>知事は、<u>避難の指示の解除を受けた場合に、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、避難住民に対し、避難の指示の解除を伝える。</u></p> <p><u>避難の指示の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、避難の指示の発令の場合と同様とする。</u></p> <p><u>2 避難住民の復帰のための措置</u></p>	

	<p>市町村は、避難の指示が解除されたときは、<u>避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><b>3</b> 市町村の避難住民の復帰に関する要領策定の支援</p> <p>知事は、市町村長から避難住民の復帰に関する要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、<u>避難の指示の解除の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。</u></p> <p><u>この場合において、県警察は、交通規制、避難経路、復帰先の治安状況等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。</u></p> <p><b>4</b> 指定地方公共機関による運送の実施</p> <p>県は、<u>運送事業者である指定地方公共機関に対して、避難住民の復帰のための運送の要請を行い、旅客の運送を確保するために必要な措置を講じる。</u></p>	
<p>第3編第5章 2 <b>1</b></p>	<p><b>1</b> 国への要請等</p> <p>知事は、<u>救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この</u></p>	<p><b>1</b> 国への要請等</p> <p>知事は、<u>救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この</u></p>

	<p>場合において、具体的な支援内容を示して行う。</p> <p>内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。</p>	<p>場合において、具体的な支援内容を示して行う。</p> <p>厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。</p>
<p>第3編第5章 2 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> 他の都道府県知事等に対する応援の求め</p> <p>知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県や<u>関西広域連合</u>に<u>応援を求め</u>る。</p> <p>この場合において、<u>応援を求め</u>る都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span> 他の都道府県知事に対する応援の求め</p> <p>知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に<u>応援を求め</u>る。</p> <p>この場合において、<u>応援を求め</u>る都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。</p>
<p>第3編第5章 3 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span></p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> 救援の基準</p> <p>知事は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（<u>平成25年内閣津告示第229号</u>。以下「<u>救援の程度及び基準</u>」という。）に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>内閣総理大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> 救援の基準</p> <p>知事は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u>。以下「<u>救援の程度及び基準</u>」という。）に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>厚生労働大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p>

3 3 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

(1) 収容施設の供与

- ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与

（以下略）

(6) 電話その他の通信設備の提供

- ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定

3 3 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

(1) 収容施設の供与

- ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与

（以下略）

(6) 電話その他の通信設備の提供

- ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定

	<p>・聴覚障がい者等への対応</p>	<p>・聴覚障害者等への対応</p>
<p>第3編第6章 2</p>	<p><b>2 総務大臣に対する報告</b></p> <p>県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、<del>FAX</del>、<del>口頭</del>や<del>及び</del>電話等での報告を行う。</u></p>	<p><b>2 総務大臣に対する報告</b></p> <p>県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、FAX、口頭及び電話等での報告を行う。</p>
<p>第3編第6章 3 <b>1</b></p>	<p><b>1 安否情報の照会の受付</b></p> <p>① 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。</p> <p>② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電</p>	<p><b>1 安否情報の照会の受付</b></p> <p>① 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。</p> <p>② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第2号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電</p>

	話、メールなどでの照会も受け付ける。	話、メールなどでの照会も受け付ける。
第3編第6章	② 安否情報の回答	② 安否情報の回答
3 ②	<p>① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書による本人確認や照会をする理由の真実性の確認等を行うことにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。</p> <p>② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。</p> <p>③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。</p>	<p>① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書による本人確認や照会をする理由の真実性の確認等を行うことにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第3条に規定する様式第3号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。</p> <p>② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第3号により回答する。</p> <p>③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。</p>

### 3 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物資・人員について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所や県保健製薬環境センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

### 3 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物資・人員について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所や県保健環境センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

<p>第3編第7章 第3 4 (2)</p>	<p>(2) 生物剤による攻撃の場合        県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。        県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、県保健製薬環境センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。</p>	<p>(2) 生物剤による攻撃の場合        県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。        県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、県保健環境センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。</p>
<p>第3編第7章 第4</p>	<p>第4 退避の指示及び警戒区域の設定等  <b>【退避の指示及び警戒区域の設定】</b></p>	<p>第4 退避の指示及び警戒区域の設定等  <b>【避難の指示及び警戒区域の設定】</b></p>
<p>第3編第8章 1</p>	<p>1 被災情報の収集及び報告        ① 県は、電話、防災行政無線、<u>災害時情報共有システム</u>その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。        特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー</p>	<p>1 被災情報の収集及び報告        ① 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。        特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、へ</p>

	<p>等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>リコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>
<p>第3編第8章</p> <p>2</p>	<p>2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等</p> <p>市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法等に準じて、県に被災情報を報告するものとする。</p> <p>指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。</p>	<p>2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等</p> <p>市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。</p> <p>指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。</p>
<p>第3編第9章</p> <p>1 1</p>	<p>1 保健衛生対策</p> <p>県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者等を派遣し、健康相談、指導等を実</p>	<p>1 保健衛生対策</p> <p>県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者等を派遣し、健康相談、指導等を実</p>

	<p>施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、<u>健康障がい</u>の予防等を行う。</p> <p>この場合において、高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	<p>施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。</p> <p>この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>
--	--	--